

パネルディスカッション

「被害児童・生徒と保護者のために必要な支援と関係機関連携」

【コーディネーター兼パネリスト】

岩切 昌宏 氏 大阪教育大学/学校安全推進センター准教授

【パネリスト】

佐藤真奈美 氏 公益社団法人被害者支援都民センター相談支援室長代理

吉田 幸代 氏 千葉県警察本部犯罪被害者支援室上席相談専門員



岩切： それでは始めたいと思います。大阪教育大の岩切と申します。私のほうは学校精神保健、それとトラウマ関連を専門としています。きょうは、いろいろな犯罪被害でも、子どもさんが被害を受けるということはあるわけですが、学校との連携がなかなか難しいところがあるので、そこについて話をしていこうと思います。

犯罪被害は児童・生徒の人生に大きな影響を与えます。また、被害当事者である児童・生徒、被害者家族は周囲から孤立しやすい傾向があります。児童・生徒や取り巻く各機関が、どのように支援し連携していくことができるかということをお話していこうと思います。私のほうから、学校の状況と、児童・生徒がどのような犯罪被害を受けているかを少し説明し、また学校ができる支援はどういうことかを話した後、被害者支援センターと警察の方からのお話をして

岩切 昌宏 氏

らって、それから具体的な事例（架空事例）を二つ挙げて、それについて検討していきたいと思います。

はじめに、子どもにとってトラウマとなるような出来事が全部犯罪被害ではないです。ただ、犯罪被害の場合、トラウマとなることが多いですし、先ほど亀岡先生の話があったように、精神的なトラウマが長期にわたって問題になっていくということ、ここをまず知っておいていただこうと思います。

よくいわれている、いじめですね。認知件数は、まだまだ年々増えているところです。もちろん、いじめ全部が犯罪被害ではありません。その中で、心身とか財産に重大な被害を受ける疑いがあるという時が重大事態ですが、重大事態の発生件数は、どんどん増えていっているんです。これは犯罪に近いところです。あと、暴力行為。これも犯罪に当たるものと、そうでないものがあるんですが、暴力行為の発生件数も、特に小学校は増えています。また、学校でも虐待の話をするのは日常茶飯事になってきました。児童相談所に学校から連絡する、児相から学校のほうに連絡が来ることは、よくあることです。

それでは、子どもが犯罪被害者となるような出来事というのは、これは12歳以下にはなってしまうのですが、このような被害に遭った人たちがいます。この中で、「暴行」が多い。または一般的な「窃盗」。強制（不同意）性交、強制（不同意）わいせつも、それなりの数があるということですね。窃盗とか暴行、傷害に比べて少し低いですが、性被害も結構な割合であるということを知っておいてもらえたらと思います。

あと、児童福祉にかかわるものですね。例えば児童福祉法にかかわってくるのは、子どもにわいせつ行為をさせる。強制的に、淫行ということをしさせられたりするようなことがあったりします。児童買春や児童ポルノ禁止法ですね。最近では、裸にさせたものをスマホで撮ったり、それをまた売ったりということもあります。青少年保護育成条例というのは淫行条例と言ったりする場合もあり、淫行に関係するところのものになります。最近多いのは、SNSで知り合いになった人に、自ら撮影した裸の写真や投稿を送って被害に遭うとか。いじめも非常に今、SNSでの問題が多いですけど、被害児童が結構います。

児童虐待に関係するものでは、もちろん「傷害」も多いですけど、いわゆる性虐待（性的虐待）に当たるところですね。強制（不同意）性交とか、わいせつも少なくないということです。

殺人に関しては、半数以上は心中という形になります。

いじめによっての事件とか、仕返しによる事件も、起こっています。

また、交通事故によっても、いろんな理由がありますが、15歳以下もこの年は42人、被害者がいるということです。

さて、被害児童・生徒と保護者にとって必要な支援は何かというと、様々なことにより混乱している状況で、安全を確保すること。これは亀岡先生のところでも言われていたと思いますが、安全がまず一番ですね。心身の安全と生活の安全です。それから、法的な手続きとか、生活を立て直すということが必要になってきます。その中で、できる支援を提示していくということが大切です。様々な情報を伝えたり、付き添いなどですね。法廷もそうですし、病院など

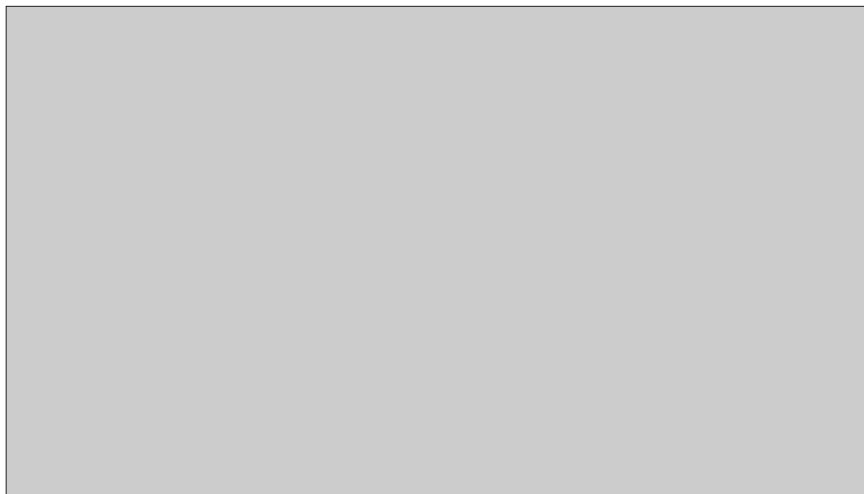
も付き添いがないと、自力では行けなかつたりすることもあります。各支援機関につなげたり、その機関と連携できることも重要になります。



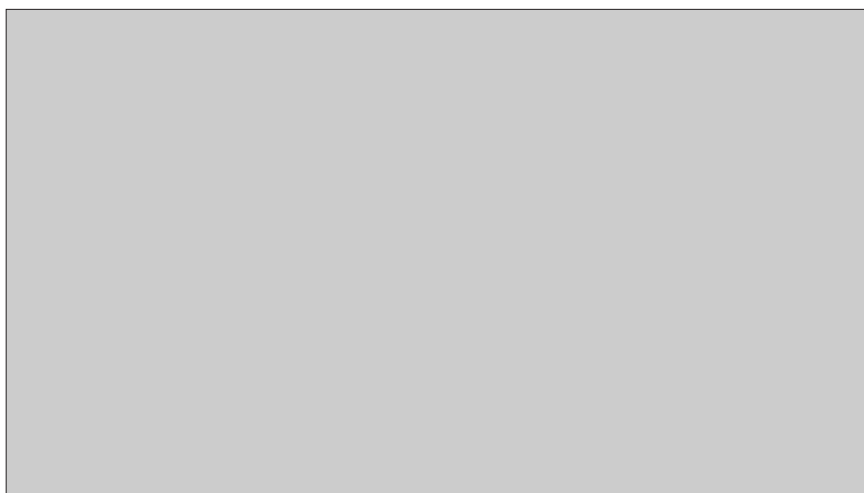
支援に関係してくるのが、児童・生徒の心身の反応ですね。子ども自身は、自分の心身の反応に気づいていないことが多いです。いろんな身体症状が出たり、赤ちゃん返りがあったりします。また、生活が、がらっと変わってしまうと本人への影響が大きくなります。また、保護者の反応に対する影響。これも先ほど話があったと思いますが、子どもは、保護者の反応に影響されやすいです。そのほか、子どもは、自責的になりやすい面があります。

心身の反応は状況に左右されやすいのですが、よくあるのが事情聴取や現場検証、弁護士などの話、裁判の前後などに調子を崩しやすいことがあります。これは子ども本人でなくても、家族がこういうことで、いろいろ話したり身構えていたりすると、その様子を見て子どもが反応することもあります。記念日反応ですが事件があった日、もしくは事件を思い出させるような何か事柄がある場合も、そういうような反応が起こってくることもあります。

学校関係の被害者支援機関としては、学校の中では、スクールカウンセラーが、学校の中とも外ともいえない位置ですが専門家としてアドバイスをします。また、スクールソーシャルワーカーが、いろんなコーディネートをしたり、被害者宅を訪問したりする場合があります。大きい学校の危機があった時には、教育委員会が生徒指導主事を中心にして入って助言指導をします。対応についてスクールロイヤーが学校の危機対応とか事例対応に対して法的な面からアドバイスをする場合もあります。ほか、学校以外での支援してくれる場所としては、司法関係のさまざまな機関での相談や支援や、被害者支援センターとか、ワンストップセンターとか、病院、クリニック、児相とかによる支援ですね。いわゆる市役所とか行政の窓口とかも、支援に当たることになっています。



学校内でできる支援として、児童・生徒などについて、担任、養護教諭が相談したり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの相談。保護者については、担任や管理職も入ったりします。配慮の内容として学習への配慮、別室利用とか体調不良時の配慮、登下校時の配慮などがあります。あとは、他の機関とどう連携していくか。まだまだ学校の中ではできていないところです。学校はトラウマ反応を十分把握できていないことが多いので、学校と家での違いとか、中長期になると反応がわかりづらくなるということがあります。



以上です。続いて、被害者支援センターでの支援について話をしてもらおうと思います。

佐藤： 皆様、こんにちは。公益社団法人被害者支援都民センターの佐藤と申します。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

私は平成19年にボランティアとして都民センターにかかわったのが始まりです、翌年にセンターの職員となり、現在は犯罪被害相談員として、犯罪被害に遭われた方への支援にかかわらせていただいております。早いもので15年以上、都民センターにいるという計算になります。今回のフォーラムは、被害に遭われたお子さんや保護者への支援と学校との連携ということで、支援センターにとっては非常に難しいテーマだと感じています。今日は、支援センターや関係機関がどのように学校と連携ができるのか、センターのこれからの課題として皆様と一緒に考えられたらと思っています。



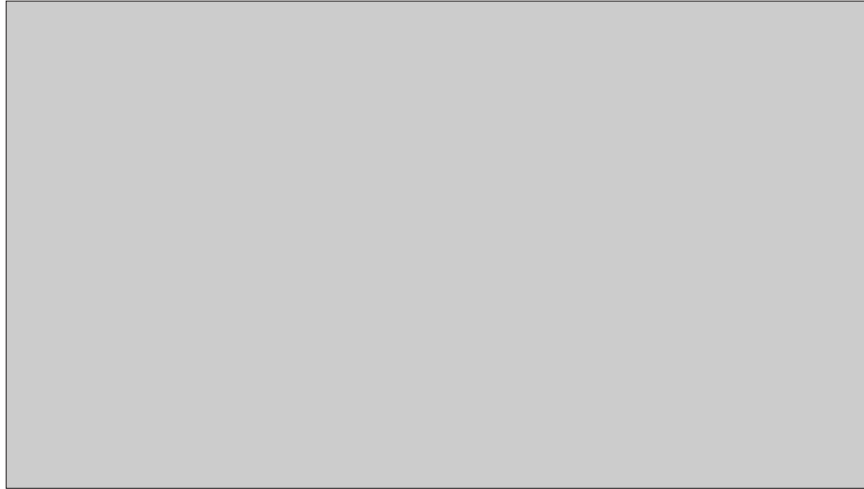
佐藤 真奈美 氏

はじめに、児童・生徒などの子どもが犯罪被害に遭うということがどういうことかということですが、性被害にしても、暴力行為にしても、交通犯罪にしても、自分に起きたことについても、家族に被害が発生したということについても、起こったことがどういうことなのか、把握すること自体が難しいということがあります。犯罪であるとか、被害を受けたとか認識することは非常に難しいことです。何か怖いこと、嫌なことが起きているけれども、どうしたらよいかわからないという状況ですね。そのわからないことを言葉で誰かに説明することも非常に難しいことですし、なにか誰かに言ってはいけないとか、言って心配をかけたり、過剰に心配されたくないといった気持ちになったり、自分が悪いと思ってしまう、自分が怒られたり、責められたりするんじゃないか。そういった不安があって、どこかに話すこと自体が大変難しくなるといったことがあります。

また、被害の影響がわかりにくく、体の不調の面だけが捉えられて検査であるとか治療を繰り返したり、落ち着かない状態とかパニックが問題行動と捉えられてしまったり、発達の問題が疑われたりといったこともあります。

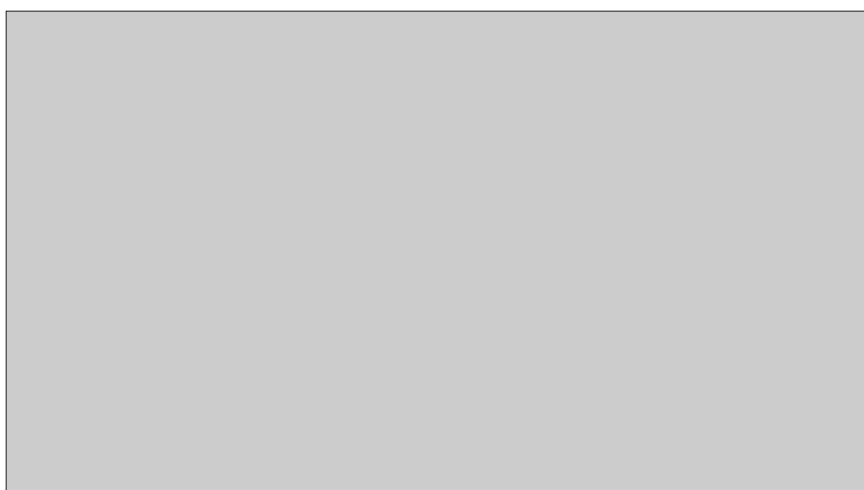
そういったことから、非常に発覚しづらいという特徴がありますね。発覚しづらいということは、被害者である子どもが一人で被害を抱えることになってしまいます。また、犯罪の被害というのは、ご本人だけでなく周囲も傷つく出来事です。保護者は、守れなかった、気づかなかったという思いを抱きますし、きょうだいも、事件に対応する保護者や被害者ご本人に翻弄されることになります。ご家族以外にも、被害者のいる学校やそのコミュニティも、事件や被害が発生したこと自体に傷ついたり、自分のこれまでの何らかの被害体験が賦活されたり、事件に対応することで疲弊してしまったりといったことが起こって来ます。

そうすると、何か誰かに助けや支援を求めるといよりも、大ごとにしないうほうが、内々で済ませたほうかという方向に、対応が向かいがちになってしまったりすることもあります。発覚をしても事件化までにはいかずに、より支援につながりにくい状況になってしまいます。



これは2020年度から2022年度、3年間に都民センターで支援をした、18歳以下の未成年が被害者や被害者遺族となったケースです。71件中、6歳から15歳、小中学生のケースが43件。そのうち学校とやりとりしたケースは7件のみとなっています。中には校長先生を含めてケース会議を行ったものもありますけれども、ほとんどは担任の先生やスクールカウンセラーと連絡を取って、学校での配慮や環境調整を求めたり、情報共有を行ったりといった、担当者ベースの連携になります。

さて、子どもが犯罪の被害に遭った時に、支援センターでは、どのような支援をしているか、または、できるでしょうか。支援は、あくまでも個別のニーズや状況によって行うこともあれば、行わないこともあったり、できるかどうか異なります。ただ、おおよそのセンターで刑事手続きへの支援と心理的ケア、この二つの観点については、必要性や可能かどうかを検討することになるかと思えます。心理的ケアは外部機関に委託したり、ご紹介するセンターも多いかもしれません。



刑事手続きへの支援では、まずは刑事手続きとはどのような意味を持つものなのか、子どもが理解できるような説明が必要です。また、刑事手続きの場で子どもの負担を少しでも軽減し、子どもの意思が反映できるよう、検察庁や裁判所など関係機関に付き添ったり、意思表示が必要な場面で意思を表明する、そういったお手伝いをします。手続きを通して支援をすることで、起こった出来事が犯罪で、悪いのは悪いことをした加害者だと子ども自身が理解すること、被害によって力を奪われてしまった子どもが自分の力を取り戻すことを目指します。

心理的ケアでは、心理教育やカウンセリングを通して、子ども自身が今困っている自分の状態が、被害に対する反応として起こっていることを理解して、困った時の対処方法を一緒に考えます。自分の感情を失ったり、わからなくなっている子どもが自分の感情を取り戻し、なおかつ、コントロールができるように、一緒に取り組みます。

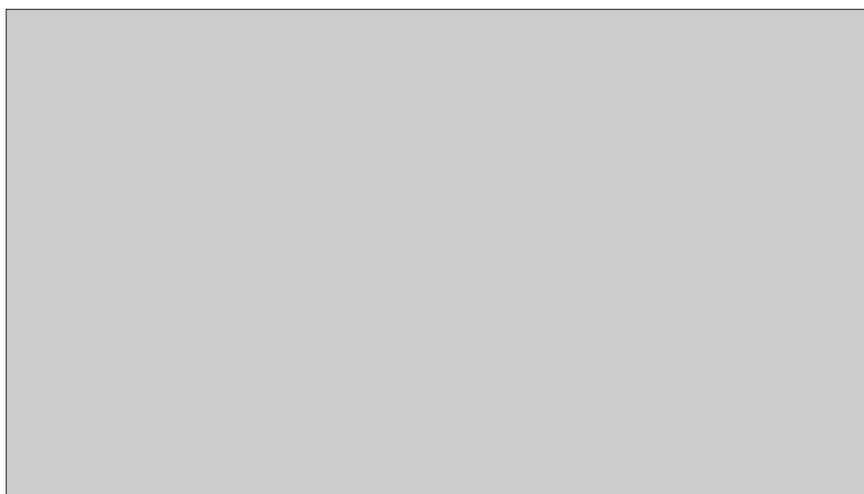
ここで、都民センターで作成して、子どもへの裁判の説明の際に使用しているキットをご紹介します。ネットで拾ったり、都民センターで作ったりしたイラストをパウチして使用しています。イラストは柔らかく、悪役もあまり怖くなり過ぎないようにしたり、ご本人の好きなキャラがあればそれを使用したりと工夫をしています。目に見える形で説明をすることで、理解しやすく親しみやすい効果があるかと思えます。こちらは都民センターで作成し、お配りしている冊子や絵本です。事件後、起こってくる症状についての理解であったり、対処方法を子どもにわかりやすく紹介したり、絵本の形で家族を亡くした子どもの心情を描いています。基本的には支援者と一緒に見ることで心理教育に使用しています。どちらも保護者のページがありまして、一緒に見ることで保護者の理解も進むようにと考えて作っております。実物をご覧になりたい方がいらっしゃいましたら、都民センターへお問い合わせいただけたらと思います。

次に、被害に遭った子どもの保護者に対してです。刑事手続きへの支援も心理的ケアも支援センターが提供できるものは、子どもの場合とほとんど同じです。ただ、やり方や、支援の目指す方向には若干の違いがあるかと思えます。子どもが犯罪被害に遭った時、保護者の衝撃と傷つきとその影響は、時には被害者本人以上ということもあります。保護者が、まずは起こった出来事を受け止めて、子どもの意思を尊重した上で、親として、どう事件に対応するか、一緒に考えて、支えることを目指します。

心理的ケアでは、保護者自身がケアをされることで保護者が落ち着きを取り戻し、それだけでも子どもが落ち着いて、子どもが落ち着くことで保護者が落ち着くという相乗効果があるかと思えます。保護者は、場合によっては、子どもに被害のことに触れさせたくないというケアから遠ざけてしまうことがあります。保護者が子どもの状態について心理教育を受けることで、子どものケアについても動機づけがなされることがあります。保護者が被害に遭った子どもにどう接したらよいか、対応について助言を受けることで安心して子どもにかかわることができ、子どもも安全感を取り戻すことができるようになります。

最後に、支援センターが学校に対して行うことができる支援について考えてみます。これについては、学校や教育委員会といった組織全体への、被害発生前からの研修などを含めた働きかけと、実際に支援センターで支援を行っている子どもに関して学校と連携をするといった、二つの立場に分けて考えてみました。全体への働きかけは、東京都では公立学校に対してはリーフレットを送付したり、東京都主催の、養護教諭であるとか、スクールカウンセラー対象の研修会などは実施されています。他府県でもいろいろな形で、学校関係者に周知するための取り組みがなされていることと思います。ただ、なかなか連携には結びつかないのが実情といえるかと思います。これまでも他機関との連携では、実際のケースで連携する中で、お互いの役割を認識して次の連携につながるがあったかと思います。学校においても、実際に何か事件や被害が発生した時に、第三者の立場からの情報提供や助言、コンサルテーションといったかわりが、実際に役に立った経験を持ってもらえることで、次につながることもあってはいないでしょうか。

それから、支援センターで支援を行っている子どもに関しての学校との連携についてです。細々とではあるものの、必要に応じて行っております。支援センターが把握している刑事手続きの状況であるとか、学校生活への影響、心理状態を学校と共有することは、学校にとっても子どもへの対応の見通しが立つなどのメリットがあるかと思います。その際、被害を受けた子どもも本人や保護者が、学校との共有を了解することが必要になってきます。その上で、例えば保健室を、何かあった時の避難場所とするなどの環境調整や、刑事手続きのための遅刻や早退などの配慮など、何が必要で何が役立つのか、共に考えることができるかと思います。ケース会議や検討会といった形で関係者が一堂に会して、顔を合わせて、そういったことを行うのも非常に有効な場合があると思います。



以上、被害児童・生徒と保護者や学校との間での被害者支援センターの役割について、簡単ですけれど、考えをまとめさせていただいて、ご紹介させていただきました。ありがとうございました。

岩切： はい。それでは、警察の被害者支援室も含めての支援というところでお話を、吉田さん、よろしくお願いします。

吉田： ただ今ご紹介にあずかりました、千葉県警察本部の犯罪被害者支援室に所属しております吉田と申します。よろしくお願いします。「学齢期の被害者」という形で題名は区切らせていただいているんですが、私からは千葉県警察における犯罪被害者等の支援と、関係機関との連携がどうしても必要かということについて、お話しさせていただければと思います。はじめにお断りさせていただきたいのですが、今後述べさせていただくお話の中で制度的なものは、千葉県警の制度、警察の制度ということでお話をさせていただきますが、意見に対しては基本的に私の私見が入っていることを、ご承知おきいただければと思いますのでよろしくお願いします。



吉田 幸代氏

私の自己紹介ということで1枚作らせていただきました。私は普段は、千葉県警察犯罪被害カウンセラーチーム、通称ACT（アクト）という名称を付けていただいておりますが、この一員として、被害に遭われた方、そのご家族に対して、カウンセリング等の心理的支援や、精神科等の病院を受診なさる時の付き添い支援、そういったことを行っております。また、支援をなさる方に対して教養を行ったりということもやっております。ありがたいことに、千葉県警察、それから警察庁から技能指導官にご指定をいただきまして、こういった知識を皆さんに伝えていく活動も現在行っております。

続きまして、私が今所属している千葉県警察における被害者支援の枠組みをお伝えしていきます。私の話を聞いたことあるよという方、ご覧になった方もいるかもしれませんが、ちょっと見ていただければありがたいです。千葉県警察被害者支援室には、大きく分けて4つの部門がございます。まず1つ目は「被害者支援」の部門で、ここは、県内における被害者支援の制度設計や制度の浸透に対する活動、公費負担を周知させる活動、それから、大きな事件が起きた時に、署だけではなくて被害者支援室も直接の支援を行うことがございます。これらを担当しています。2つ目は、国の制度である犯罪被害給付制度の窓口として「犯罪被害給付」という部門がございます。3つ目は、心理的な支援と直接的な支援も含めて対応に当たっている「ACT」がございます。4つ目は相談部門です。千葉県警察では、110番にかけるほどではないけれども警察に相談したいことがあった時にご利用いただいております、#9110という番号。いつも9月の頭に警察庁でいろんな広報活動を行っておりますので、お聞き及びの方もしゃるかと思うんですが、この窓口もこちらにございます。あわせて、平成29年度からスタートしています、性犯罪被害に遭った時にご相談いただきます、#8103。こちらの窓口も担当しております。#8103は匿名でご相談いただくことも可能です。警察は、お電話いただくと、お

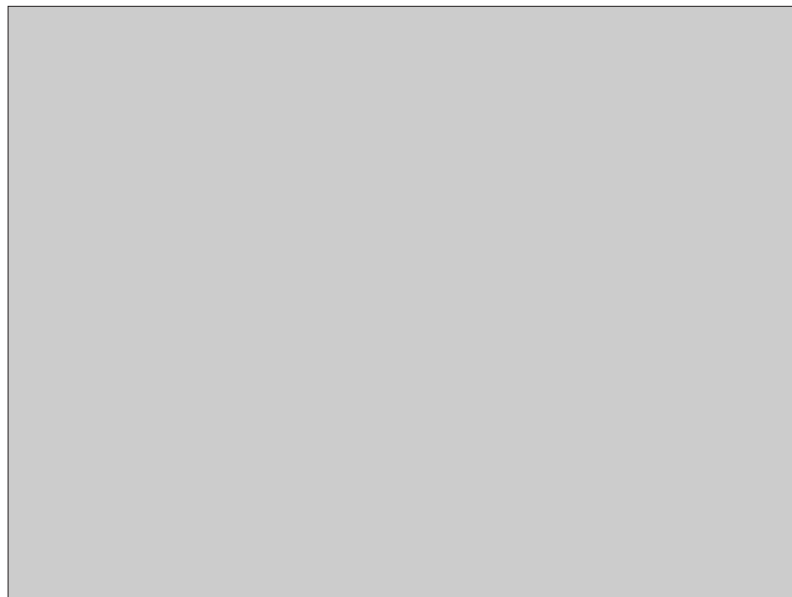
名前とかいろいろ伺ったりもするんですが、名前を名乗りたくない方は名乗らなくてもご相談いただくことが可能です。ここでは警察職員が電話に出ますので、もしこの後、警察に行ったらどんなことをしてもらえるのか、あるいは、性犯罪の被害に遭って、その後いろんな困り事が生じているけれども、どこに相談していいかわからないとか、そういう時にここに連絡いただきますと、いろいろまたご相談を受けて、いろんなご相談先をお伝えしたり、必要に応じて届け出をしていただける警察署をご紹介しますり、つなぐということもやっております。

それから、警察署は捜査の中で、被害に遭われた方への配慮を行う「捜査」の部門と被害によって生じたいろんな問題に関する相談をしたり、あるいは支援をするという「支援」の部門がございます。例えば「捜査」ですと、よく最近申し上げているのが、性犯罪の被害に遭った方、女性のほうが話しやすいですとか、私は男性にお話ししたいですということがありましたら、ご要望を伝えていただければ、できるだけご要望に沿った性別の警察官が、まずお話を伺わせていただくということをしてしたりしています。また「支援」では、事情聴取の時に、頑張るのがつらいという時に付き添いをするとか、送迎することをやったりもしています。被害者支援室と警察署が必要に応じて連携を取りながら、被害に遭われた方、ご家族の方への支援を行っています。

ただ、警察の支援、それから、いろいろな場所の支援はどこまで続くのかは、一つ、考える必要があると思っています。人によっていろいろ違うと思いますので、一概にこうだというのは難しいですが、犯人が逮捕された事件。事件が発生して犯人が逮捕されたという状況がありますと、まず司法機関がいろいろ関わらせていただきます。刑事司法手続きが終了するまでは、いろんな形で支援ができるんですね。それから、先ほどお話しいただいた佐藤さんがいらっしゃる被害者支援センターの皆さんも、いわゆる直接的支援をなさるのは刑事司法手続きの間かと思います。ただ、司法手続きが終わった後で、すべての支援は終わるかというところ、ここはなかなか難しいところだと思うんですね。

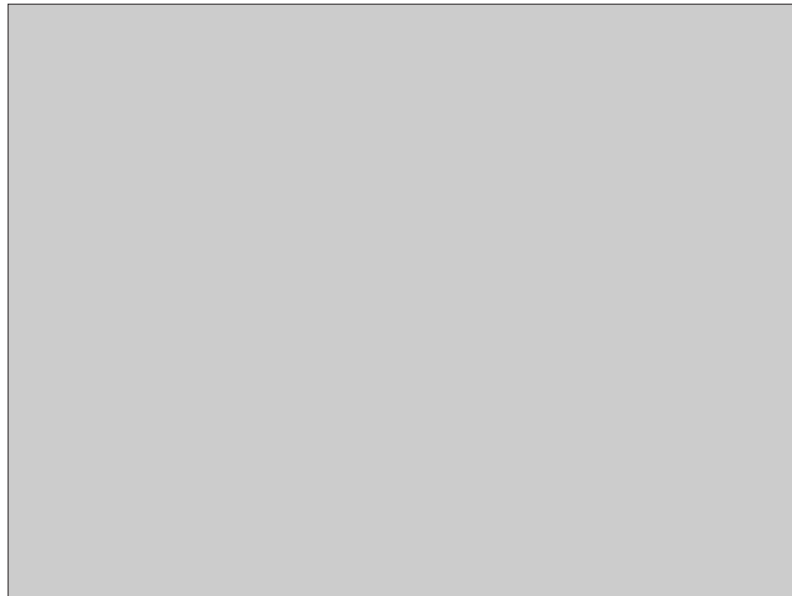
例えば、心理的な支援を行ってくださる相談。医療関係の方は、むしろ、こういったいろんな動きが終わった後で、ようやく心の問題に取りかかることができるという方もいらっしゃるかもしれませんし、ようやくそこで日常生活に戻って行って、そこでいろんな問題に対処しなければいけないということが出てくると、行政機関ですとか、お子さんの場合は普段の生活を送る中心の場である学校、勤められている方は職場の支援も必要になったりします。場合によっては地域の方、周りの方の支援が、ここからしていただける。あるいは、それ以前からずっと続けていたものを今後も継続していただくことが必要になるかもしれません。刑事司法手続きの終了は一つの区切りでしかないということがいえます。

犯罪の被害に遭った方、ご家族の方が求める支援、受けたいと思う支援は時期や状況によって変化していくといえます。被害に遭われた方たち、ご家族の方たちが、これが困っているんですとおっしゃった時に、適切なタイミングでこういう支援が入ることが必要。あるいは、こういうことが必要だよねという時に、うまくつながることが、とても重要になってくると思うんですね。支援者が、ほかの専門家、ほかの支援者と、被害に遭われた方、ご家族の方を上手



につないでいくことが、被害に遭った方たちが途切れのない支援を受けられる上では、とても重要になってきます。

これを行うためには、支援者自身が普段から、ほかの専門家の方、ほかの支援団体の方とつながっておくことが、すごく大事なと思うんですね。



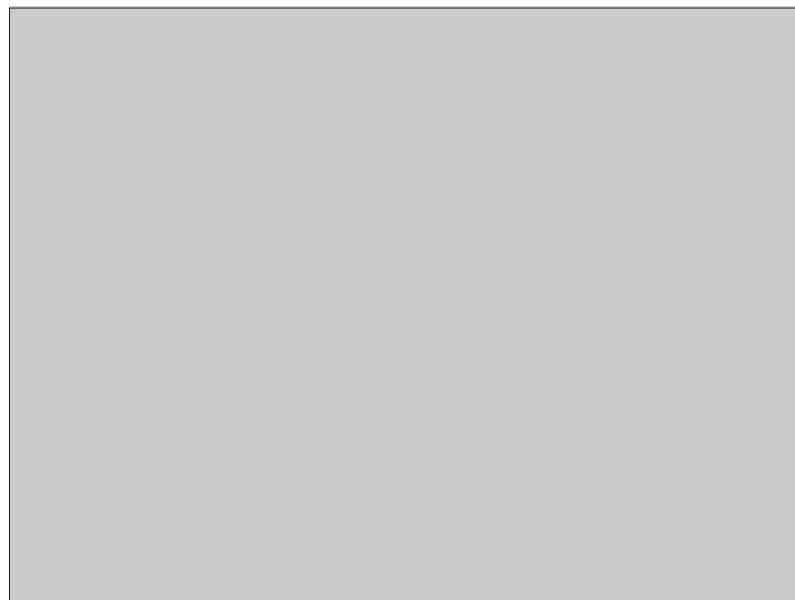
特にお子さんの場合、先ほどのお話にもいろいろとあったように、ご自分でうまく、被害に遭ったこと、ご自分の気持ちや体験を語るができない方も多いですし、それを見守っていく上では、ご本人が所属していらっしゃる学校ですとか、生活の場である、日常生活を送るおうちですとか、刑事手続きが終わった後でも支援を続けてくださるということが、とても重要になってきます。やっぱり学校の先生方、学校現場の方たちと連携をして、被害に遭った方、ご家族の方を支援していくことは非常に大きな意味を持つと考えています。お子さんの場

合は、被害に遭った体験が後に残りやすいということもいわれていますが、逆に、いろんな支援があると回復も早いといわれているんですね。お子さんが大変な時に、いかに上手に支援をつないでいくかが大事だなと考えています。

ただ、この時に考えておいたほうがいいなと思うのが、先ほどのお話にもありました。犯罪被害は周囲にいる方々にも様々な影響を及ぼしています。ですから、支援者自身が支援をする中で影響を受けることもありますし、被害にあわれた方が所属している地域、学校、職場、こういったところも、やはり大なり小なり、事件の影響を受けてらっしゃるんですよね。そうすると、本来は支援者として立ち現れるはずの方たちが、警戒心を持たれていて、うまく、ほかの人たちとつながれないということが起きてしまったり、感情的になりやすくなっていて、こちらの働きかけに対して非常に敏感に反応されてしまって、うまくつながれないということが起きたりします。やはり私たちのほうも、被害に遭った方、周りの方が、どんな影響を受けているのか、それによって、それがどういうふうはこちらに立ち現れてくる可能性があるのか、こういったことを考えた上でつながっていくことも視野に入れておく必要があるなと考えています。

ただ、皆さんよく言われているかと思うんですが、支援は点でなく面であるということです。制度もできてきています。行政機関でも制度はできてきていますから、支援してくださる団体は増えてきているなど感じるんですが、この団体がバラバラで支援していると、被害に遭われた方が困った時に、適切どころに支援が入るわけに、なかなかいかないと思うんですね。ですから、支援組織自体がしっかりつながっておくことが、私としてはすごく重要だなと考えています。

この図はすごく大ざっぱにまとめておりますので、皆さん、これをご覧になったら、私が今支援している方は、もっとこういう団体もあったほうがいいなとか、こういう人が入っているほうが、この人にとっては、うまく回る支援になるなどということがあるかと思うんですね。ぜひ皆さんも、ご自分なりの支援のネットワークを作っていただいて、それでどの人とつながればいいかを、いろいろ考えていただけるといいなと思っています。ご清聴どうもありがとうございました。



岩切： はい。ありがとうございます。

それでは、ここからは事例（架空事例）をもとに、被害者支援センターとしてはどうする、警察としてはどうする、その中で学校としてはどうするという話をしていこうと思います。

架空事例ですけれど、性犯罪被害になります。性犯罪被害はPTSDとかにもなりやすく、なかなか対応としても難しいところがあります。事件概要としては、被害者は小学3年生の女児Aを含む複数名で、同じ小学校に通う児童。加害者は塾講師。居残りをさせ、加害を行う。不同意わいせつ罪で起訴された。被害者の一人が保護者に相談し、警察と学校に連絡したということです。

被害後の状況は、一部の被害者から学校に連絡があった。学校は教育委員会と連携し、養護教諭がケアに当たることになりました。学校に連絡がなかった被害者がいるとみられるため、学校から全保護者に対して「性被害に関する注意喚起」の文書を出したということです。こういう事例に関して被害者支援センターがどういうふうに関わっているか、こういうことがセンターとしてはできるのかなという点について、佐藤さん、お願いします。

佐藤： 支援センターとしては、学校で複数の被害者がいるという状態では、それぞれの被害者とつながっていくというような支援が一般的といいますか、現在行っている支援になるかなと。小学3年生ということもあり、まずは保護者とつながって、状態であるとか、状況であるとか、加害者への心情であるとか、ご家族の状況などをお聞かせいただいた上で支援をしていくことになるのではないかと思います。

具体的な支援としては、刑事手続きへの支援と心理的ケアが考えられると思うんですけども、刑事手続きの中では、親御さんは、それがお子さんの負担になるのではないかとか、何かの形で周囲にバレてしまって、将来に影響があるのではないかと非常に不安になることがあります。そういった時に親御さんの不安を受け止めつつ、手続きをやっていくことになるかと思えますし、手続きをどういうふうにやっていくか。中には、親御さんとしては、加害者からの示談の提案があれば、それを受け入れて、手続きはやらないとか、そういう決断をされることもあるかもしれません。親御さんの意向と、お子さんの意向がそれぞれ異なっていることもあり得るかと思えます。そういった時に、なるべくお子さんのお気持ちを第一に、親御さんが考えられるようにといった支援であるとか。

実際に刑事手続きに取り組むについても、親御さんとしては心配で、お子さんが裁判で証言をしなくてはいけない時に、お聞きになりたいし、寄り添ってほしいというお気持ちがあっても、お子さん自身は親御さんには聞かれないという気持ちがあったりすることもあるわけです。そういった時に、お子さんの刑事手続きに対する意向というか、意思というか、気持ちというか、そういったものが少なくとも、大人に遠慮せずに表明することができて、できれば、それを尊重されるというような。尊重されることが難しければ、なぜできないのかという説明をしてもらうといったようなことのサポートをしていくことになるかと思えます。

心理的ケアにつきましては、お子さんの記憶の汚染という問題もありまして、非常に注意の必要なところかと思えますので、刑事手続きの進行具合であるとか、こういった状態であるか、場合によっては検事と連絡を取りながら導入していくことになるかと思えます。

学校との連携については、被害による影響で学校に行かれないとか、男の先生が怖いとか、いろいろな症状が訴えられたりという可能性があるかと思うんですが、どういうふうに対応していくのがよいのか、ご本人であるとか、保護者の意向を聞いた上で学校とやりとりをしていくことができるかと思えます。ただ、センターとしましては、保護者の方とかお子さんが、ご自分で学校に対して対応できる部分について、無理やりにといいことはいいですけども、何か間に入ることで、逆に被害者、ご家族の持っている力を奪ってしまうことのないように連携していくことが必要になるかと思えます。

この事例の場合で言いますと、被害申告をしているお子さんもいれば、被害に遭ったけれども申告ができないでいるお子さんもいる。それから、学校には言うけれども刑事手続きは望まないとか。あと、別の被害に遭っているとか、いろいろな方のトラウマであるとか、いろんな気持ちが賦活されてしまうといったことがあるかと思うんですね。学校としては、被害者を把握してケアを進めたいといったお考えがあるかと思うんですけども、そこへの注意といいますか、注意喚起をすることの注意といいますか、危険性といいますか、どういったことに配慮して、そういった手続きをするのがいいのかといったことについても、こちらから何か助言をしたり、そういったことができるかと非常にいいのかなと思えます。

岩切： ありがとうございます。

子どもの場合、保護者の影響が強くて、子ども自身がどう思っているか、どうしたいのかというのが、なおざりにされてしまう場合があるので、そのところはちゃんと子どもを中心に置きながらということですね。子ども自身が、自分の症状がわかりにくかったり、被害者支援センターはいろいろな面で手助けをするけれども、完全に代理としてやってしまうと、自分たちが立ち上がる力を奪ってしまうかもしれない。だから、ケアという基本において、いろんなことを助けて、自立してもらうように進めていくということかなと思えます。

警察のほうから、お願いします。

吉田： 警察からですと、大きく分けて二つかなと思うのが、司法手続きにおける支援、それから心の面の支援ということがいえるかなと思えます。

司法手続きにおける支援は、私ども千葉県警の説明をさせていただいた時にあったように、捜査員と被害者支援要員が司法の手続きにご心配がある時にご利用いただける。それから、司法面接。行われることになった場合には、またあらためて、しっかりお話を聞くことになるんですが。司法面接をやるとなると、検察庁や、児童相談所との調整が必要になるので、なかなかすぐには決められませんし、おいでいただいた皆さんに司法面接が行えるかどうか、ちょっとわからないんですね。ここは申しわけないですが、来ていただいた上で、警察と検察庁、場合によっては児童相談所も含めた協議の上で決定させていただくことになります。司法面接が行われることになりましたら、その時には、先ほど佐藤様からもお話しいただいたように、記憶の汚染の関係もございまして、センターの皆さんですとか、私ども支援室が調整を図りながら、どのタイミングで支援に入るといいか、心のケアはどこで入るといいかということも相談しながら進めさせていただければありがたいなと思えます。

それから、司法手続きに関する説明ですね。来ていただくとご相談に乗れますよということをお願いしたんですが、届け出についてご相談していただきましたら、警察で、被害に遭われた方、ご家族の方に「被害者の手引き」というのをお渡ししております。様々な制度に関する説明が入っておりましたり、困った時にどこに相談すればいいかが書いてあったりするんですね。これをご確認いただいて、お持ち帰りいただくということになります。

警察に来ていただくと、この手引きをお持ちの方が大半かと思うんですが、やはり、非常に大変な時に警察にお見えになることが多いものですから、もし警察のほうでご説明さしあげていたとしても、手引きはもらったけれども何を言われたか覚えていませんとか、何かもらったけど見ていませんという方も、いらっしゃるんですね。もし皆様のところに、被害に遭われた方で、警察に行ったということをおっしゃる方がいらっしゃったら、いま一度、手引きを見せていただいて、一緒に中を確認していただくとありがたいなと思います。根気強くお付き合いしてさしあげたほうが、ご本人たちも安心できるなというふうに感じています。

届け出していただいた方は、ご要望があるようでしたら、捜査の進捗状況ですとか、犯人が捕まったら、捕まったよみたいなことを、捜査の状況にかんがみて、お伝えできる範囲で、被害に遭われた方やご家族の方にお伝えする制度がございます。ご希望になる方は言ういただければ、捜査員もしくは支援要員から定期的にご連絡ができます。逆に、届け出はしたけれども、警察から連絡が来ると怖くなってしまうので、犯人が捕まってからでいいですという方は、連絡を控えさせていただきますので、ここもご要望を出していただければありがたいなと思います。さらに犯人が捕まりましたということになった時に、センターとつながっていないようでしたら、こちらのほうから情報提供させていただく。弁護士相談、こちらもご利用いただくことができます。

それから、心理的な支援。ご本人、ご家族が希望なさった場合には、現在、警察には内部にカウンセラーを置いておりますので、そちらでお話を伺って、カウンセリングですとか、心理教育を行うことができます。警察に行くのはちょっととおっしゃる方の場合は、現在、カウンセリングの公費負担制度がありまして、被害に遭われた方、ご家族の方が、病院や相談機関に行って治療を受けたい時にお金をお支払いする制度もございます。被害に遭われた方、ご家族の方が利用したいという時には、ぜひ警察にご相談いただければと思います。その上で、利用できるかどうかをご説明もいたしますし、利用できる場合には、こちらで手続きを取らせていただくこととなります。

岩切： ありがとうございます。

このような情報は、学校としては把握していないことがあって、学校として求められることは複数の被害者が出ていても、周りに知られたくないということが、性被害の場合は多いです。自分が性被害を受けた、もしくは、そういうことの噂をされるんじゃないか。こういうことが一番大きい要望になってきます。だから、学校のほうで対応するのが難しい。もちろんカウンセラーや保健室の先生が対応するんですけど、相談するところを見られたくないとか、

いろいろ症状があるのに学校では普通のように振る舞うこともよくあります。なるべく被害者支援センターなり警察などと連携を取りながら子どもたちの状況を見ないと、学校で見えにくかったら、先生たちは「いや、大したことないんじゃないか」みたいな感じで終わってしまいます。そのうち、その子が、忘れ物をしていたり、学校で集中できなくて、ある時期が来たら成績がガタッと落ちていたということも、よくあります。

ただ、学校で全部把握できるかということ、見えないところが多いので、いろいろなところと連携ができると非常にいいんじゃないかなと思います。学校管理的なところで、先ほど言ったように、性被害の時は、どこまで限定して、情報を学校内でも伝えるか。もちろん管理職は知っておく必要がありますけれど、あまり大勢の教員には知られたくないということもあります。連絡がなかった被害者もいて、「性被害に関する注意喚起」。これには二つの意味があって、一つは、犯人が捕まってない場合は特にですが、そこに対して注意喚起しておくという意味。もう一つは、被害に遭った人が、学校には相談できなくても、ほかの相談機関が利用できるんだよという意味です。ここに、いろんな相談窓口はここだという形で書けるといいです。ただ、学校と被害者支援センターは親しいわけではないので、学校のプリントに被害者支援センターの名前が書けるかどうか、ここは今後、顔の見える関係にしていけないところかなと思います。ただし、こういうプリントを出すと、それこそ被害に遭った児童・生徒が、私のことを言われているんじゃないかと思うので、被害者の児童・生徒、保護者に、こういうことがあって必要だから出すということを事前に了解を得なければなりません。

次は交通事故の事例（架空事例）ですね。事件概要です。集団下校の時に発生した事故です。青信号で横断歩道を渡り始めたところ、信号無視の飲酒運転トラックが交差点に進入。小学1年生の男児Bと女児C（クラスは別）をはねる。加害者（トラック運転手）は警察官に逮捕され、危険運転致死及び危険運転致傷罪で起訴。被害後の状況としては、男児Bは全治1カ月、女児Cは死亡。現場の交差点では事故が複数発生しており、危険な通学路と指摘されていた。発生直後から被害者宅、学校にマスコミが押しかける。

被害者支援センターは、どうですかね。

佐藤： 学校の通学路での事件で、非常に学校自体も衝撃を受けますし、実際の被害者以外のお子さんたちも衝撃を受けられるという事態に陥るかと思うんですけれども。支援センターとして、まずできることとしては、何らかの形で、実際に被害に遭われたご家族とつながっての支援ということになるかと思います。

学校だったり、何かの組織の中で複数の被害者が出てしまうと、学校自体はいろいろな被害者に対応する必要がありますし、警察であったり、関係機関も場合によっては、すべての被害者の方に対して調整していく作業が必要になる場合もあるかと思うんです。支援センターについては、ご家族ごとに担当を決めて、担当は、周りの状況を視野に入れつつも、ご家族に寄り添うといった支援をしていくことが基本になるかと思います。

この事例の場合ですと、おケガをされたB君、そのご家族の場合、センターのすることとして主には刑事手続きの支援と心理的ケア、場合によっては生活支援などになるかと思うんです。同じ学校で亡くなられたお子さんもいらっしゃるということで、B君自身やB君のご家族が、そちらのほうを気にしたり、遠慮されたりといったことが、刑事手続きの中でも起こってくる可能性があるかと思います。そういった場合にも、B君、B君ご家族の担当は、あくまでもB君、B君ご家族に寄り添って、どうするのがいいのか一緒に考えていくことになるかと思っています。

Cさんは、学校に所属していたお子さんが亡くなられたということで、学校とのつながりも、一定期間を越えると、だんだんと薄れてしまうといったことになっていくかと思っています。大切なご家族を亡くされたことについて受け入れるというのは非常に時間のかかることですし、悲嘆に関する心理的ケアとか、心理教育とか、そういったことをやっていくことになるかと思っています、必要な場合は医療機関につなぐ。学校との連携は、つながりが途切れていってしまう中で、いろいろな学校へのご要望がある場合もあるかと思っています。例えば、同級生と一緒に進級したい、進級させてほしいとかです。そういった場合に、学校と連携を取って、どういうふうにしていくのがよいのか、学校も含めて一緒に考えていくことができるかと思っています。それから、亡くなられたお子さんのごきょうだいが、その学校にいらしたり、ご遺族が学校の対応を聞かれる中で、交通事故が起こった後は、交通事故に気をつけるようにといったような話が出てきたりがよくあるわけです。気をつけましょうというメッセージは、ややもすると、気をつけなかったために被害に遭ってしまったというメッセージに捉えられることもあって、ご遺族の心情であるとか、そういったこともセンターから学校に伝えていくことが、二次被害であるとか、さらにご遺族を傷つけることを少しでも和らげていくことにはつながるのではないかなと思っています。

岩切： はい。ありがとうございます。

男児Bと女児Cの支援は少し分けて考える。Cは亡くなってしまって、もちろん葬儀などは学校側も、いろいろ入ってつながっていくんですけど、その後、学校との関係が途切れてしまうことが、しばしばあります。置き去りにされたという感じになってしまったりするので、注意が必要なところですね。

警察のほう、お願いします。

吉田： 警察も大きく分けると先ほどの形と同じで、司法における支援と心理的支援という形になるかなと思います。

特にB君のおうちのほうは、慎重に協議させていただいた上で、B君からお話を聞けるようだったら聞かせていただくことになるかなと思います。集団下校中ということなので、恐らく周りで一緒にいて、その現場を見てしまったお子さんからも、お話を聞かざるを得ないかもしれないということもありますので、学校や保護者の方たちともよく協議をした上で、どういうふうにお話を伺わせていただくか、タイミングはいつかを計らせていただきながら、お話を伺わせていただくということになります。

Cさんのおうちのほうは、ご家族から一度お話を伺わせていただく必要があるかと思うんです。慎重に状況を確認させていただいたり、ご家族がお話しできるタイミングでお話を伺わせていただくようにすることになるかなと思います。様々な支援制度についてもしっかり説明していく必要がございますので、これも併せて進めさせていただくことになると思います。

今回の場合、犯人が捕まっていますので、裁判に向けて早いうちに支援センターの方と連携を図らせていただいて、弁護士さんとも早めにつながっていただくといいのかなと思います。というのが、マスコミが来ているという状況があるんですね。マスコミは報道の自由が憲法で保障されています。ここに対して警察が介入するのは、なかなか厳しいんですね。むしろ、報道の自由を守らせないのかということになったりします。私たちがもし入れるとすると、被害に遭われた方、ご家族の方の代弁をするという形で「皆様、こういうふうにおっしゃっているので、報道はちょっと控えてほしい」とか「こういうことは避けてほしい」ということを、お伝えすることはできますがそれより、被害に遭われた方や、ご家族の方の代理人として弁護士さんが就いてくださったほうが、報道関係者と個別に連絡が取りやすくなるんですね。ですので、被害者代理人として弁護士さんを早めに選任していただく、という形を取っていただけるように、私どもも働きかけさせていただくことがあります。弁護士さんが入っていただけると、その後、裁判の支援も行っていただけますので、被害者の方、ご家族の方の負担がグッと下がるんですね。

それから、制度的なことで、犯罪被害給付制度、私どもの室にも窓口がございます。こちらの危険運転致死傷も、対象とはなっているんですが、ただ、よくよくお話を伺わせていただいた上でないと、どうできるかが明確にお伝えできないんですね。「もしかして、私は、犯罪被害給付制度が使えるんじゃないかな。」と思われる方は、各都道府県警の被害者支援室に窓口がございますので、一度ご連絡いただいて、ご相談いただければと思います。ご本人が、つらくて相談できないという時には、支援センターの方がお手伝いいただけるとありがたいと思います。それから被害に遭われている方、ご家族の方は心のケアも必要だと思いますので、部内カウンセラーがお話を伺ったり、カウンセリング公費負担を利用して部外の相談につながっていただくことも、ご利用いただけるかなと思います。それから、裁判の支援です。被害者参加制度を利用したいとおっしゃるご家族がいらっしゃる場合には、センターの皆さんですとか、検察庁、裁判所などと相談させていただいて、できるだけ、被害に遭われた方、ご家族の方の負担がないように支援をしております。

岩切： はい。捜査についても、お願いします。

吉田： こういう事故の場合ですと現場検証をせざるを得ないこともあるかもしれませんが。そうすると、被疑者、事件関係者が現場に来る危険性もあるわけですね。ご本人たちが、全くそういうことを知らずにバッタリそこで鉢合わせしてしまうのは非常にショックが大きいかと思うので、それもお要望ありましたら、こちらのほうで、できるだけ配慮をさせていただく

ようにしたいと思います。

岩切： はい。ありがとうございます。

一般的に、学校での大きな災害もしくは事件事故の時、学校は危機対応の体制をつくることになっています。教育委員会とも連携して、危機対応の体制を敷いて、役割を分担して、対応に当たるといふふうになっています。大きい事件になると、地域によってはいろいろかもしれませんが、臨床心理士会の緊急支援チームが入ることが多いです。ただ、臨床心理士会の緊急支援チームは心のケアについてのもちろん専門だし、緊急支援としてはいろいろ入っていますが、学校をどう運営していくかというところをやるわけではないので、そこは教育委員会などが協力してやらないといけないところです。

先ほど支援センターから出た、こういうことがあった時に、例えば「もうちょっと、交通事故が起こらないように、みんな注意しましょう」とか、先の事例でも、「性被害に遭わないように」みたいな感じをすると、被害に遭った人が悪いんじゃないかみたいにも捉えられてしまいます。本当は学校側が、例えば性被害のことだったら、日頃そういうことに遭わないように、今、文科省も「生命（いのち）の安全教育」というのをすすめています。こういうことができていなかったのも、今後こういうことをしていかないといけない。当面として、まず注意喚起をしていくけれども、今後は、そういうことが起こっていかないようなことを、教育の中に入れていくというのが学校の姿勢だと思います。

交通事故のほうも、問題になってくるのは危険個所だったというところで、登下校の問題をどう考えていたのかという面があります。学校での指導とか、安全点検がちゃんとできてなかったんじゃないかということに対して、今後しっかり取り組んでいくことを示す必要があります。子どもが事故に遭いそうな箇所に教員を取りあえず配置して、安全について今後も考えていくみたいな話だと、話の内容がだいぶ変わってくると思うので、学校が、どのような姿勢で対応していくのか、明確にしていかないと、被害者に対して二次被害を与えてしまうことになると思います。

危機対応としては、ざっと言うと、事実の確認をしたり、情報共有だったりですね。もちろん被害児童Bとか保護者への支援、被害児童Cとか保護者への支援。それと、現場にいた、周辺の子どもたちへの対応。あと、被害児童B、Cのクラスへの対応。こういうことがあると、まず全児童へ学校から説明をしないといけないし、保護者への文書も発行しないといけない。そして、保護者会を開きます。保護者会を開いて、事件の説明、それと今後の学校の方針ですね。さっき言ったように、これは学校の登下校に関する問題でもあるので、そこについてどうしていくのかということ。そして、当面の対応。それと、保護者が子どもに対して、心身の反応なども注意して見ていく。こういうことが入ってきます。

学校としてもメディア対応をちゃんとしていかないとはいけません。学校が保護者会を開いたなら、本当はすぐ記者会見を開いて開示できる順位は伝えないと、余計にいろいろな子どもにインタビューしたりということがあります。その時に、先ほど言った、もちろん臨床心理士会

とか教育委員会の支援もあるのですが、被害者支援センターとか警察の協力を得られると、より良い対応になっていくと思うので、ここら辺も知っておいてもらいたいということですね。

それと、やはりこういう危機対応は、ある程度、学校でシミュレーションワークをしていたかないと、なかなか本当のところ対応は難しいです。私も学校の危機対応に入ったり、第三者委員会で重大事態の聞き取りをしたりするのですが、何かあってからマニュアルを読みだすのでは、対応するのは無理なので、日頃から、単なるマニュアルを読んでいるだけでなく、実際こういう事例があった時にどう動くのか、具体的に考えていくことが必要です。その中に警察とか被害者支援センターの人が入ってもらったりすると、何かあってから初めて顔を合わす関係ではなくて、連携がスムーズにできるし、それがより良い被害者支援にもつながっていくのかなと思います。

もう最後のほうになりました。まとめのところを入れながら話をしていきたいと思います。

被害者支援センターについては、心理相談も出来ますし、刑事司法手続きについても教えてくれます。警察でもやっていきますが、相談しやすい場所でしょう。特に、警察というと、ちょっと敷居が高いかもしれないです。性被害とか、警察には言いたくないという場合もあるかもしれないです。そういう時にも利用しやすいんじゃないかなと思います。窓口になって実質的支援を得やすいという形になるかなと思います。

どうですかね、佐藤さん。実際にこういうふうな形で窓口になって実質的に支援を得やすい形ができるといいと思うんですけど、なかなかまだ顔が見えない関係だと思うんです。

どういうことがあると、今後、少しは支援センターが、さっきのパンフレットに書いてもらえるかどうかということになるかと思うんですけど。

佐藤： 非常に難しいなと思っておりまして、センターにとっても、やはり学校自体が、敷居が高いというか、かかわりにくいというか。学校のほうからすると、もはや、支援センターがどういったところなのか全くわからないみたいな状況なのではないかなというふうには思うんですけども。

ただ、これまでもいろいろな関係機関と実際のケースと一緒に連携していく中で、こういうことをしてもらおうと助かるし、こういうことをしてもらえるところなんだというふうに、お互いにわかり合っていくといったことがあったかと思うんですね。それで連携が取れていくといったことがあったかと思いますので、実際に何かが起こった時に、まずは連携をして、それを積み上げていくことが重要なのかなという風には思っています。

岩切： はい。ありがとうございます。

警察ですね。先ほど言ったように、司法に関して相談できるということですね。被害者連絡制度とか、刑事司法手続き、あと公費負担の話なども言っていただきました。心のケアについても、被害者支援室もありますし、そこから医療のほうにも紹介するということでした。警察のほう、被害者支援センター、学校、ここら辺の連携について、吉田さん、どうですか。

吉田： センターの皆さんは、警察と一緒に動いてくださるご経験を積んでくださっている方は多いかなと思うので、警察に対して、それほど敷居を感じてらっしゃらないと期待しているところなんです。

学校の皆さんは、私どもも時々、連携のために学校に連絡させていただくことはあるんですが、「千葉県警です」と申し上げた瞬間に、電話の向こうの先生方の声がピシッと硬くなるという経験を何度もしております。警察が出てくるということは、それだけ何か大変なことが起きたんだと感じられて身構えられる方が、まだまだ大勢いらっしゃるなというふうに感じます。そういうふうに緊張感を持って接していただくのが必要な場面は当然ありますけれども、こと被害者の支援という状況においては、一緒に連携していくことが大事になるかなと思うんですね。

一緒にお仕事させていただくと、先ほど佐藤さんもおっしゃったみたいに、こういうことをやってくれるんだとか、ここまで緊張しなくても一緒に話ができるのねみたいなことを体験していただけて、その後やっぱり敷居が下がるなと感じています。事が起きてからにはなってしまうんですけども、まずは、つながって体験していただくことが大事かなと思っています。そういうことが積み重なっていき、いずれは、一緒に何か勉強会しましょうかというところに広がっていくといいなというふうに考えています。

岩切： はい。もう大体時間になりましたね。

今、先ほど言ったSNSとか、いろんな被害に対して、警察もパンフレットを多数出しているので、啓蒙活動というか、そういう活動とあわせて被害者支援センターも入って行って、学校とか教育委員会にタイアップしながら、被害者支援センターの活動がわかっていたらいいかなと思います。学校としては、日頃からこういう形で連携していくと、被害にあった児童・生徒とか保護者への支援がスムーズにできるということを、きょうの機会にわかっていたらいいかなと思います。

これで終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。